



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年1月28日火曜日 第74号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急診療所の協力申出.....	(医療対策課).....	40
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	(経営支援課).....	40
保安林の指定の解除.....	(森林整備課).....	41
道路の区域変更(一般国道319号).....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	41
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課).....	41
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(").....	41
介護老人保健施設の廃止.....	(").....	41
指定居宅サービス事業の廃止.....	(").....	42
道路の区域変更(県道砥部伊予松山線).....	(中予地方局管理課).....	42
道路の供用開始(").....	(").....	42
道路の区域変更(県道松山東部環状線).....	(").....	42
道路の区域変更(県道後柿之浦線).....	(南予地方局管理課).....	43
道路の供用開始(").....	(").....	43

告 示

○愛媛県告示第66号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	医療法人社団マリンナ会	令和5年1月18日まで

○愛媛県告示第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
(仮称)ドン・キホーテ 四国中央店	四国中央市寒川町42番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後8時まで	株式会社ドン・キホーテ 午前8時から午前3時まで 株式会社木村チェーン 午前9時から午後8時まで	令和2年3月12日	令和2年1月20日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後8時30分まで	午前7時30分から午前3時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所

宇和島市遊子976の4

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市金砂町小川山乙1889番1から 同町小川山2161番まで	旧	メートル 5.0~10.6	キロメートル 0.115	
			新	5.0~10.6 3.9~46.6	0.115 0.400	

○愛媛県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年1月28日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合資会社 バモス愛媛	合資会社バモス愛媛福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予郡松前町浜862-9	令和元年12月1日	福祉用具貸与
合資会社 バモス愛媛	合資会社バモス愛媛福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予郡松前町浜862-9	令和元年12月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年1月28日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合資会社 バモス愛媛	合資会社バモス愛媛福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予郡松前町浜862-9	令和元年12月1日	介護予防福祉用具貸与
合資会社 バモス愛媛	合資会社バモス愛媛福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予郡松前町浜862-9	令和元年12月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

令和2年1月28日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人光風会	介護療養型老人保健施設エバグリーン	愛媛県伊予市灘町66番地	令和元年12月31日	介護老人保健施設

○愛媛県告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年1月28日

愛媛県中予地方局長 尾崎幸朗

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 鶴寿会	指定訪問介護事業所鶴寿荘	愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉635番地1	令和元年12月31日	訪問介護

○愛媛県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	砥部伊予松山線	伊予郡松前町大字鶴吉字西之前527番8地先から 同大字字新開659番11まで	旧	メートル 8.8~14.7	キロメートル 0.384	
			新	8.8~14.0	0.384	

○愛媛県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	伊予郡松前町大字鶴吉字西之前527番8地先から 同大字字新開659番11まで	令和2年1月30日

○愛媛県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山東部環状線	松山市鷹子町812番から 同町808番地先まで	旧	メートル 5.7~12.3	キロメートル 0.040	
			新	7.3~12.3	0.040	

○愛媛県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町大浦乙2 - 5	旧	メートル 5.2 ~ 8.5	キロメートル 0.032	
		宇和島市津島町大浦乙2 - 5	新	6.6 ~ 30.0	0.032	

○愛媛県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町大浦乙2 - 5	令和2年1月28日